

[研究ノート] 南洋群島の刑事司法制度

著者	永田 憲史
雑誌名	関西大学法学論集
巻	61
号	4
ページ	1166-1148
発行年	2011-11-30
その他のタイトル	[Note] Criminal Justice System in Pacific Islands under Japanese Mandate ("Nanyo Gunto")
URL	http://hdl.handle.net/10112/6551

〔研究ノート〕

南洋群島の刑事司法制度

永 田 憲 史

- 一、はじめに
- 二、法制度の展開
- 三、刑事司法制度
- 四、おわりに

一、はじめに

南洋群島は、大正九年（一九二〇年）の国際連盟の発足と同時に、日本が委任統治を行なうことが認められた当時のミクロネシア地域の呼称である。⁽¹⁾現在のミクロネシア連邦（Federated States of Micronesia）、マーシャル諸島共和国（Republic of Marshall Islands）、パラオ共和国（Republic of Palau）、アメリカ合衆国の自治領（Commonwealth）である北マリアナ諸島（Northern Mariana Islands）、アメリカ合衆国の非併合領であるグアム島（Guam）を含む、広大な地域である。

明治一八年（一八八五年）の教皇レオ一三世（Leo XIII）の裁定により、この地はドイツの保護領となったが、大正三年（一九一四年）に第一次世界大戦が始まると、我が国は、日英同盟を理由にドイツに宣戦布告し、この地域を無血占領し、南洋群島とし

て支配を行なった。大正九年（一九二〇年）には、国際連盟の発足と同時に、我が国がこの地域の委任統治を行なうことが認められた。以後、多くの日本出身者がこの地域に移民し、経済的に発展することとなった。第二次世界大戦で我が国が敗れると、アメリカ合衆国がこの地域の大半を国際連合の太平洋信託統治領（Trust Territory）として統治することとなった。⁽²⁾

この地域は、委任統治領であったこともあり、いわゆる内地とは異なる法制度が採られていた。また、その際、現地の慣習などを踏まえた刑事司法制度が導入されていた。そこで、① 歴史的な興味と関心を満たし、② マーシャル諸島共和国やミクロネシア連邦などの現在の刑事司法制度にどのような影響を与えているかを明らかにするために、⁽³⁾ 当時のこの地域の刑事司法制度の内容をまとめることとした。

以下では、まず、南洋群島の法制度の展開を簡単に紹介し、その後、刑事司法制度の概要を整理することとした。

(1) 先史時代の歴史に「*zorn*」Zorn, J. G., *The Republic of the Marshall Islands*, In: Ntunmy, M. A. (General Ed.), *South Pacific Islands Legal System* (University of Hawaii Press, 1993), p. 100; Zorn, *Federated States of Micronesia*, In: Ntunmy, pp. 462, 464; 印東道子「先史時代のオセアニア」山本真鳥編『オセアニア史』（山川出版社、二〇〇〇）一七頁以下、三五—三八頁、四四頁。

(2) 一連の歴史について、詳しくは、Zorn, *supra* note 1, at 100-103, 462-466; 増田義郎「ヨーロッパ人の太平洋探検」山本編・前掲注(1)四六頁以下、五二—五三頁、須藤健一「ミクロネシア史」山本編・前掲注(1)三二—四頁以下、三二—三三六頁。

(3) マーシャル諸島共和国やミクロネシア連邦の刑事制裁については、拙稿「マーシャル諸島共和国の刑事制裁」関西大学法学論集五七巻五号（二〇〇八）四七頁以下、同「ミクロネシア連邦の刑事制裁」関西大学法学論集五八巻三号（二〇〇八）五〇頁以下参照。

二、法制度の展開⁴⁾

大正三年（一九一四年）一〇月、日本は、南洋群島の占領直後に特別陸戦隊を進駐させた。同年一二月には、臨時南洋群島防備隊条例（大正三年内務省令四〇一號）により、トラック諸島（*Truk Islands*；現・チューク諸島；*Chuuk Islands*）に臨時南洋群島防備隊を置くこととし（同条例一条）、警戒防備と民政を管掌させた（同条例二条）。その際、民政区を定め、各民政区に守備隊を配置した（同条例二〇条）。そして、各守備隊所在地に軍政庁を設置し、軍政を開始した。大正四年（一九一五年）には、臨時南洋群島防備隊条例中改正（大正四年内務省令七四號）により、軍政庁に民政事務官を配置することとし（同条例一四條ノ二）、民政の専門職員が配置されることとなった。

大正七年（一九一八年）になると、改正南洋群島防備隊条例（大正七年内務省令二〇八號）により、民政部が設置され（同条例三七條）、軍事行政以外の行政と司法を管掌することとされた（同条例三八條一項）。また、軍政庁は民政署と改められ（同条例三九條）、軍政色が薄められることとなった。また、時局中戦時特設ノ海軍部隊ニ職員ヲ置クノ件（大正七年勅令二六七號）により、民政の専門職員が増員された。

大正八年（一九一九年）五月のパリ講和会議で、赤道以北の旧ドイツ領を日本の委任統治領とすることが決定された。これを受けて、南洋群島は、同年六月に調印されたヴェルサイユ条約（同盟及連合国ト独逸国トノ平和条約）において、「人口ノ希薄、面積ノ狭小、文明ノ中心ヨリ遠キコト又ハ受任国領土ト隣接スルコト其ノ他ノ事情ニ因リ」受任国領土ノ構成部分トシテ其ノ国法ノ下ニ施政ヲ行フヲ以テ最善トス」（同条約二二條六項）とされるC式委任統治地域となった。そのため、大正九年（一九二〇年）に、従前ノ占領地ニ於ケル施政ニ関スル件（大正九年勅令八號）において、従来通りの施政を南洋群島において継続することが表明された。大正一〇年（一九二一年）になると、C式委任統治条項中南洋群島ニ対スル帝国ノ委任統治条項（大正一〇年外務省告示一六號）により、南洋群島について、日本の構成部分として施政及び立法の全権を有し、かつ、状況に依じて必要な地方ごとの

変更を加えて法規を適用することができる旨明らかにした(同条項二条)。

日本は、委任統治に適切な体制を構築するとともに、軍政色を払拭するため⁽⁵⁾、臨時南洋群島防備隊を撤退させ、大正十一年(一九二二年)、南洋庁官制(大正十一年勅令一〇七号)により、南洋庁を設置し、南洋群島の支配・統治を行なわせることとした。南洋庁の長として、長官が置かれ(同官制二条)、長官は、内閣総理大臣の指揮監督を受けて政務を管理するものとされた(同官制三条)。南洋庁の職員は、昭和十一年(一九三五年)には、八三七名を数え、傭人を含めると一〇〇〇名を超える規模となった。⁽⁶⁾

南洋群島は、国際連盟の委任統治領であって、当時、日本が支配・統治を行なっていた台湾、樺太、朝鮮とは異なり、日本が領土権を有しないため、関東州と同じく、大日本帝国憲法が適用されない地域であった。⁽⁷⁾ それゆえ、法律ではなく、勅令により立法がなされた。また、原則として日本の帝国議会が制定した法律(内地法)の適用もなされないとされていた。そのため、内地法を適用しようとする際には、勅令により依用することが必要であった。

その後、昭和八年(一九三三年)に日本が国際連盟の脱退を通告すると、諸外国から、南洋群島に対する日本の支配・統治の根拠に疑義が呈せられたため、国際連盟脱退後の南洋委任統治の帰趨に関する帝国政府の方針決定方の件閣議決定(昭和八年外務省甲一七号指令)と告諭(南洋庁告諭昭和八年一号)により、日本の構成部分として、国法の下に万般の施政を行なうことになり⁽⁸⁾、ないことを示し、日本は南洋群島の統治を続けた。この統治は、昭和二十年(一九四五年)八月三〇日に南洋庁長官及び日本陸海軍指揮官がアメリカ合衆国海軍に降伏するまで実質的に続いた。

(4) 詳しくは、外務省条約局法規課編「委任統治領南洋群島前編」外務省編『外地法制誌第五部』(外務省、一九六二)「外務省編『外地法制誌第一〇巻』(文生書院、一九九〇)一六一―一二八頁。南洋群島の支配及び統治については、矢崎幸生『ミクロネシア信託統治の研究』(御茶の水書房、一九九九)四三―一六頁参照。南洋群島の法的政治的地位の変化については、等松春夫「南洋群島の主権と国際的管理の変遷——ドイツ・日本・そしてアメリカ」浅野豊美『南洋群島と帝国・国際秩序』(慈学社出版、二〇〇七)一一頁以下参照。南洋群島の統治の内実については、酒井一臣『文明の使命』としての日本
本の南洋群島委任統治——過剰統治の背景」浅野・前掲五七頁以下参照。なお、以下、条文は、南洋廳編『南洋廳法令類

聚』(帝國行政學會、一九二八)及びその追録を参照した。

(5) 外務省条約局法規課編「外地法令制度の概要」外務省編『外地法制誌第二部』(外務省、一九五五)「外務省編『外地法制誌第二卷』(文生書院、一九九〇)二七—二八頁。

(6) 南洋協会南洋群島支部編『日本の南洋群島』(南洋協会南洋群島支部、一九三五)一五九頁。職員のはほとんどは、日本出身者であり、島民は巡警など一部に採用されるにとどまっていた。矢内原忠雄『南洋群島の研究』(岩波書店、一九三五)四一五—四一六頁。

(7) 外務省条約局法規課編・前掲注(4)五八—五九、六八頁、矢内原・前掲注(6)四一七頁。

(8) 詳しくは、等松・前掲注(4)四七—四九頁。

三、刑事司法制度

1、刑事裁判制度と刑事実体法の整備⁽⁹⁾

(1) 裁判制度の整備

占領当初は、陸軍刑法(明治四一年法律四六号)、陸軍軍人軍属等犯罪即決法(明治一九年勅令四四号)、海軍刑法(明治四一年法律四八号)、海軍軍人軍属等犯罪即決法(明治二年法律二五号)などの軍律により、裁判が行なわれていた。

問もなく、南洋群島刑事民事裁判令(大正四年臨時南洋群島防備隊令四五二号)により、二審制の裁判制度が導入された。すなわち、第一審裁判庁と第二審裁判庁が創設された。第一審裁判庁で死刑又は三年以上の懲役刑若しくは禁錮刑が宣告された場合に限り、第二審裁判庁へ上訴することが認められていた。上訴審は覆審とされていた。大正七年(一九一八年)の改正南洋群島防備隊条例により、民政部が設置され、軍政庁が民政署と改められたのを受けて、大正八年(一九一九年)に南洋群島刑事民事裁判令の改正がなされた。これにより、第一審裁判庁が民政署に置かれることとなり、民政署長が裁判官を務めるものとされた。また、第二審裁判庁は臨時南洋群島防備隊民政部に置かれることとなり、民政部事務官一名が裁判官を務めるものとされた。大正九年

(一九二〇年)には、南洋群島刑事裁判令が再び改正され、上訴可能な範囲が大幅に拡大された。このように、南洋群島刑事民事裁判令による司法制度は、行政官が裁判官を担うとされており、司法権は独立したものではなかった。

(2) 即決手続の導入及び労役

このような裁判制度と並立して、南洋群島警察犯処罰令(大正五年臨時南洋群島防備隊民政部訓令九号)が、軍政庁長(後には民政署長)の即決手続により、拘留、科料、一月未満の労役を科すことを認めていた(同令一条)。遠方の島での処罰を円滑に行なうため、軍政庁長(後には民政署長)は、司令官の許可を得て、即決手続の権限を総村長又は村長に委任可能であるとされている(同令二条)。実際に各軍政庁が委任を行なったが、その委任はトラック支庁とパラオ支庁の離島に徐々に限定されていたとされる⁽¹⁰⁾。南洋群島警察犯処罰令においては、地域の秩序維持のために、即決手続による処罰が行なわれており、裁判を受ける権利が保障されていなかった。

即決手続に類似する制度として、例えば、台湾では、明治三七年(一九〇四年)に、犯罪即決例(明治三七年律令第四号)により、犯罪即決制度が導入されていた⁽¹¹⁾。これは、重禁錮三月以下又は罰金一〇〇円以下の法定刑の犯罪について、警部や憲兵に即決裁判権を認めるものであった。南洋群島においては、自由刑である懲役刑については即決手続の対象とされておらず、即決裁判権を有するのも軍政庁長(後には民政署長)とされており、台湾の犯罪即決制度とは差異が見受けられる上、両者の関係を示す文献資料を見付け出すに至っていない。しかし、時期を勘案すると、台湾の犯罪即決制度を参考に南洋群島の即決手続が導入された可能性は否定できないように思われる。

特徴的であるのは、労役という刑事制裁が存在することである。これは、もともと、ミクロネシア地域に存在する刑事制裁であって、ドイツ占領時にも利用されており、日本の支配・統治時代に引き継がれたものと考えられる。後述のように、懲役刑を労役に換刑することも認められた。労役においては、主として道路や突堤の修築などの公共事業における作業が求められた

(例えば、大正四年トラック軍政庁令五号三条)⁽¹²⁾。こうした労働を主たる内容とする刑事制裁は、現在のミクロネシア連邦の一部の州やマーシャル諸島共和国にも見られる⁽¹³⁾。こうした刑事制裁は、日本の支配・統治時代からさらに受け継がれたものであると考えられる。

(3) 刑事実体法の整備

このように、占領当初から、裁判制度の整備は進められたものの、刑事実体法の規定の整備は全くと言ってよいほどなされていなかった。すなわち、南洋群島刑事民事裁判令においても、南洋群島警察犯処罰令においても、実体規定は概括的で包括的なものであって、罪刑法定主義は無視されていた。例えば、南洋群島警察犯処罰令においては、「地方ノ法規旧慣又ハ帝国法令ニ依リ警察犯ト認メラレタル違反行為ヲ為シ又ハ之ヲ教唆シ若ハ之ヲ幫助シタル者」を処罰の対象としていた(同令一条)。

実体規定は、大正十一年(一九二二年)に南洋庁が創設され、南洋庁令により、実体規定が創設されたり、内地法が依用されたりすることにより、整備が進むこととなった。もっとも、南洋庁令は、命令にとどまるものであって、法律主義が採られていない点で、罪刑法定主義が守られているとは言えなかった。南洋庁令により独自に実体規定が創設される場合、一年以下の懲役、禁錮、拘留、二〇〇円以下の罰金、科料を罰則として規定することができることとされた(南洋庁官制四条)。例外的に、安寧秩序を保持するために臨時緊急の場合、これを超える罰則を規定することも許されるが(同官制五条一項)、公布後直ちに内閣総理大臣を経て勅裁を得なければならぬとされていた(同官制五条二項)。一方、例えば、台湾では、明治三十七年(一九〇四年)に、罰金及び管刑処分例(明治三十七年律令第一号)により、犯罪を問わず、科された禁錮刑、罰金刑、科料刑を管刑に転換することを認める罰金管刑処分制度が導入されていたが⁽¹⁴⁾、南洋群島では管刑は採用されなかった。

また、内地法が依用されることも多く、基本的な法律の多くが依用された。例えば、南洋群島裁判事務取扱令(大正一二年勅令二六号)により、刑法(明治四〇年法律四五号)、爆発物取締罰則(明治一七年太政官布告三三二号)、刑事訴訟法(大正十一年法律

七五号)などが依用された。後には、関東州及南洋群島ニ於テハ治安維持ニ関シ治安維持法ニ依ルノ件(大正一四年勅令一七六号)や南洋群島裁判事務取扱令中改正(昭和一六年勅令五七二号)により治安維持法(大正一四年法律四六号、昭和一六年法律五四号)が依用されたり、南洋群島ニ於ケル戦時犯罪処罰ノ特例ニ関スル件(昭和一七年勅令五八号)により戦時刑事特別法(昭和一七年法律六四号)が依用されたりした。

(4) 裁判制度の改編

実体規定の整備とともに、裁判制度も改編されることとなった。南洋群島裁判令(大正一一年勅令一三三号)により、南洋庁法院が設立された(同令一条)。南洋庁法院は、南洋群島刑事民事裁判令における裁判制度と同様に、二審制とされた。すなわち、第一審として地方法院を置き(同令三条)、第二審として高等法院を置いた(同令四条)。南洋庁法院ノ名称、位置、管轄区域(大正一二年南洋庁令一号)により、パラオ地方法院、サイパン地方法院、ポナペ地方法院の三つの地方法院が置かれ、パラオに高等法院が置かれることとなった。高等法院における審理は、従前通り覆審とされた(同令四条)。また、終審であることが明文化された(同令四条)。

手続は、高等法院は控訴裁判所、地方法院は地方裁判所及び区裁判所の規定を依用するとされた(南洋群島裁判事務取扱令六二条)。

また、判事は、南洋庁ノ判事及検事任用ノ件(大正一一年勅令一一八号)により、裁判所構成法(明治二三年法律六号)の規定する資格を有する者でなければならぬとされていた。地方法院は、判事が単独で審理を行なうものとされ(同令七条)、高等法院は、三名の合議制で審理を行なうものとされた(同令八条)。当初、地方法院長と高等法院長には、それぞれ上級判事が充てられていたが(同令六条一項)、間もなく、南洋群島裁判令中改正(大正一二年勅令二七号)により、判事でも構わないとされた。

さらに、創設当時、南洋庁法院全体で判事四名が定員とされていたが(同令五条)、財政上の問題から、南洋群島裁判令中改正

(大正一三年勅令四六七号)により、判事の定員は三名に減員された。これにより、高等法院の判事がパラオ地方法院の判事を兼任することとなった。そのため、上訴されると、一名の判事が必ず前審に参与していることとなり、忌避される可能性があった。しかし、忌避されると、高等法院の裁判体が維持できなくなってしまうため、忌避の規定は適用されないとされた(南洋群島裁判事務取扱令一条)。こうした状況は、裁判の公平性の観点から大いに問題があったため、昭和八年(一九三三年)になって、東京区裁判所又は東京地方法院の判事一名を南洋庁法院判事として兼任させることで、解決されることとなった。もっとも、そもそも、南洋庁法院は、南洋庁長官の監督下に置かれ(二三八頁)、司法権の独立は予定されておらず、こちらの問題は解決されなかった。

以上のように、南洋庁法院は、二審制で、第一審と第二審の判事は兼任とされていた。こうした司法制度は、ミクロネシア連邦で現在でも見られるものであり、⁽¹⁶⁾日本の支配及び統治時代から受け継がれたものである可能性がある。

昭和九年(一九三四年)の刑事事件の既済件数を見ると、⁽¹⁷⁾パラオ地方法院が七八件一七二人、サイパン地方法院が二〇二件四四二人、ポナペ地方法院が六七件一四四人であり、地方法院全体で三四七件七五八人、高等法院八件一〇一人となっている。地方法院における科刑状況を見ると、懲役一四一人、罰金三一五人、拘留五人、科料二九三人となっていた。

(5) 即決手続の改編

このような裁判制度と並立して、従前の南洋群島警察犯処罰令に代わるものとして、南洋群島犯罪即決例(大正一二年勅令二八号)により、軽微な事件の場合、支庁長が即決することが認められていた(同例一条)。これは、法院の数が少なく、住民が裁判を受ける不便を解消することを目的としていた。⁽¹⁸⁾昭和九年(一九三四年)には、一一八四人に即決処分がなされている。南洋群島警察犯処罰令とは異なり、南洋群島犯罪即決例においては、支庁長の即決処分に対して、正式裁判の申立てが可能であるとされた(同例五条前段)。これにより、裁判を受ける権利が保障されることとなった。

また、南洋群島裁判事務取扱令中改正（大正一三年勅令一七二号）により、一年未満の懲役又は労役場留置の執行については、検事又は支庁長が労役に換刑できることとした（同令三条ノ二）。その後、警察犯例（大正一五年南洋庁令三号）のように、労役賦科を法定刑として規定するものも現れた（同令二条）。これらは、前述のように、ミクロネシア地域において、労役が伝統的に刑事制裁とされてきたことを踏まえたものであると考えられる。

なお、後に、軍人軍属についても、南洋群島軍人軍属等犯罪即決令（昭和一六年勅令一〇五一号）により、即決手続が用意された。これは、陸軍軍人軍属等犯罪即決法（明治一九年勅令四四号）と海軍軍人軍属等犯罪即決法（明治二二年法律二五号）を依用するものであった。

2、警察制度及び検察制度の整備と犯罪動向

(1) 警察制度

南洋群島の警察制度は、当初、各民政区の守備隊の兵員によるものを嚆矢とする。もともと、兵員であるがゆえに警察事務に通じなかったため、大正四年（一九一五年）一二月に、予備又は後備の憲兵下士又は上等兵から採用した守衛を置き、一般警察、行刑、戸口調査などを担当させることとした。その後、大正六年（一九一七年）六月、守衛は警吏に名称が変更された。大正七年（一九一八年）六月には、警吏に加えて、島民から採用した巡警を新たに置き、島民に対する警察、行刑、衛生などを補佐することとした。

同年七月、改正南洋群島防備隊条例により、民政部ができること、その中に警務課が創設され、警察、行刑、法務、衛生を管掌することとなった。大正八年（一九一九年）一月、警吏の上級に内地の警察の警部又は警部補から採用された海軍警吏が置かれ、同年一〇月には、海軍警吏と警吏の中間に海軍警吏補が置かれた。大正一〇年（一九二一年）七月には、海軍警吏は海軍警部又は海軍警部補に、海軍警吏補及び警吏は海軍巡査に名称が変更された。同時に、巡査配置及勤務規程（大正一〇年臨時南洋群島防備隊

民政部訓令一九号)により、駐在所所在地が規定され、順次、警部補出張所、巡査駐在所、巡査派出所が設置されていった。

大正十一年(一九二二年)に南洋庁が設置されると、従来の民政部警務課は内務部警務課に改編されることとなった。また、民政署に代わり設置された南洋庁支庁にも警務課が創設された。同時に、海軍警部、海軍警部補、海軍巡査は、それぞれ警部、警部補、巡査に名称が変更された。また、警部の上級に新たに警視が置かれた。内務部警務課長は警視でなければならぬとされ、内務部警務課には、警部、警部補、巡査が配置された。一方、支庁の警務課長は警部でなければならぬとされ、警部補、巡査、巡警が配置された。

この時期から、任用に関する規定が整備されていった。南洋庁巡査任用及給与令(大正十一年勅令一一三三号)、巡査部長採用規程(大正十一年南洋庁訓令二九号)、巡警採用規程(大正十一年南洋庁訓令四〇号)、警部及警部補特別任用学術試験及実務考査規程(大正十二年南洋庁令一九号)、巡査任用規程(大正十二年南洋庁令二〇号)が相次いで制定された。このうち、巡警は島民から採用するものとされ(巡警採用規程一条)、実務を行なわせつつ、教習を行なった。また、警部及警部補特別任用学術試験及実務考査規程は、実施が困難であったため、しばらく施行されなかった。

大正十三年(一九二四年)一二月の行政財政整理により、南洋庁部制が廃止され、内務部警務課は警務課に改変され、同時に、支庁の警務課は警務係となった。これにより、警部、警部補、巡査合わせて二三名が減員された。もっとも、内地からの人口流入などによる人口増加に伴って犯罪が増加したため、昭和三年(一九二八年)以降、職員は順次増員されていった。また、犯罪状況等に合わせて警察施設の新設又は昇格が行なわれ、昭和十一年(一九三五年)六月末には、支庁出張所一箇所、警察官派出所一箇所、警部補派出所二箇所、巡査駐在所二三箇所、巡査立番所一箇所となった。職員数は、警視一名、警部一〇名、警部補八名、巡査九三名、巡警四九名であった。巡警を除いて警察官養成のための教習所や練習所がなく、内地の警察官の現職者又は経験者を任用していた。

実務上、巡警の果たす役割は大きく、巡警配置及勤務規程の改正(昭和三年臨時南洋群島防備隊民政部訓令二七号)により、巡

警は島民だけでなく、全ての住民を対象に警察、行刑、衛生を担うこととされ、その役割はさらに拡大した。昭和九年（一九三四年）には、巡警長採用規程（昭和九年南洋庁訓令一八号）により、巡警の上級に巡警長が新たに置かれることとなった。

昭和十一年（一九三六年）一二月、南洋庁に内務部が復活すると、それまでの警務課は、再び内務部警務課となった。支庁においては、依然として警務係のままであったが、遅れて、昭和十六年（一九四一年）五月に再び警務課となった。昭和十八年（一九四三年）一月、内務部が内政部に改編されたことを受け、内務部警務課は内政部警務課となった。同時に、三つの支庁の警務課長も警視でなければならぬとされた。

この時期、再び、採用や人事についての法令が整備された。すなわち、南洋庁巡查採用規則（昭和十四年南洋庁令七号）、巡查採用手続（昭和十四年南洋庁訓令一四号）、南洋庁警察練習所規程（昭和十四年南洋庁訓令二〇号）、巡查部長採用及訓練規程（昭和十七年南洋庁訓令八三号）などが制定された。

終戦時の定員は、警視四人、警部・警部補二四人、巡查二〇二人、巡警約七〇人であった。

(2) 検察制度

南洋庁の検察制度は、南洋庁法院の設置に伴い、各法院に検事局が附置されたことに始まる（南洋群島裁判令九条二項）。もともと、検事は南洋庁検事局全体で一名（南洋群島裁判令九条二項）とされ、パラオの高等法院検事局に配置された。その後、昭和六年（一九三二年）に、特に邦人人口の増加に伴う犯罪増加に対応して、南洋群島裁判令中改正（昭和六年勅令一二七号）により、検事一名が増員され、サイパン地方法院検事局に配置された。

このように検事が全ての地方法院の検事局に配置できなかったため、地方法院検事局では、南洋庁警部が検事事務取扱として検事の職務を執行することができるとされた（南洋群島裁判令一〇条二項）。その後、南洋群島裁判令中改正（昭和十九年勅令三六一号）により、警視も検事の職を執行できるとされた。このような規定を受け、実際にポナペ地方法院検事局では、警部が検事の

職務を執行し続けた。

昭和九年（一九三四年）には、既済五三四件一二二九人中、起訴が三五二件八〇五人、起訴猶予が九九件二〇一人となっていた。⁽²¹⁾ 起訴猶予が比較的利用されているのが特徴である。

(3) 捜査

捜査について見ると、検事だけでなく、各支庁長と南洋庁警視も、司法警察官として活動することが認められていた（南洋群島裁判令一一一条一項）。また、南洋庁警部と警部補が検事の補佐を行なう司法警察官（南洋群島裁判令一一條二項）とされた。後に、南洋群島ニ於ケル司法警察官ノ職務代行ニ関スル件（昭和八年勅令一〇号）により、やむを得ない場合には、巡査も検事の補佐を行なう司法警察官となることができるとされた。さらにその後、南洋群島裁判令中改正（昭和一九年勅令三六一号）により、警部も司法警察官として活動することが認められた。

(4) 諸取締規則

南洋群島の支配及び統治は、「警察政治」と評されている通り、⁽²²⁾ 警察による取締りのための規定が多数用意されていた。⁽²³⁾ まず、銃砲火薬類の取締りは嚴重であり、南洋群島銃砲火薬類取締規則（大正四年臨時南洋群島防備隊民政令六号）により、所持等を許可事項としていたが、南洋群島銃砲火薬類取締規則（大正一一年臨時南洋群島防備隊民政令一号）により、島民の所持は禁止された。

また、薬物については、阿片並「モルヒネ」「コカイン」及其ノ塩類取締規則（大正一一年南洋庁令二八号）により、嚴重な規制が行なわれた。

入島や在留については、外国人入島ニ関スル件（大正一四年南洋庁令一号）、南洋群島在留者取締規則（大正一四年南洋庁令三号）、外国人ノ入国滞在及退去ニ関スル件（昭和一四年南洋庁令一九号）などにより、制限がなされた。

交通取締りのための規定も順次整備され、交通取締規則（昭和九年南洋庁令五号）、自転車取締規則（昭和九年南洋庁令六号）、南洋群島自動車取締規則（昭和一六年南洋庁令二二号）、南洋群島自動車運転免許試験規則（昭和一六年南洋庁令二二号）などが制定された。

風俗については、芸妓、酌婦取締規則（大正一三年南洋庁令五号）により、有夫の婦、一六歳未満の者の芸妓又は酌婦としての就業が禁止されていた。

そして、南洋群島酒類取締規則（大正五年臨時南洋群島防備隊民政令二号）、その後の南洋群島酒類取締規則（大正一〇年臨時南洋群島防備隊民政令七号）により、原則として島民の飲酒は禁止された。

漁業については、南洋群島漁業規則（大正五年臨時南洋群島防備隊民政令一四号、昭和一二年南洋庁令二号）により、許可制とされ、禁漁時期なども規定された。

思想事犯については、南洋群島新聞紙取締規則（昭和四年南洋庁令七号）、南洋群島不穩文書臨時取締規則（昭和一六年南洋庁令七六号）、南洋群島治安警察規則（昭和四年南洋庁令四号）、南洋群島言論出版集會結社等臨時取締規則（昭和一六年南洋庁令七四号）により、内地同様の規制がなされた。

(5) 犯罪動向

このように種々の規制がなされたものの、貨幣経済が浸透していなかったこともあって、当初、治安は平靜な状態が続き、犯罪も単純で少なかった。⁽²⁴⁾しかし、日本出身者の増加に伴い、貨幣経済が浸透し、物質的に豊かになったこともあり、これにつれて、日本出身者と島民を問わず、犯罪が増加し、凶悪事犯は少なかったものの、暴力事犯や知能犯もしばしば見られるようになった。⁽²⁵⁾犯罪動向を見ると、昭和八年（一九三三年）には、刑法犯と諸取締規則を合わせて一五七九件であったが、昭和九年（一九三四年）には、四七二六件へと大幅に増加している。もっとも、このうち、三三七四件は南洋群島酒類取締規則違反が占めている。

また、検挙の動向を見ると、⁽²⁷⁾ 島民については、例えば、昭和七年（一九三二年）の島民の総検挙人員四二九名のうち、二八三名が酒類取締規則違反であり、次いで、窃盗などが一〇九名であったように、島民犯罪のうち、酒類取締規則違反が多数を占めていた。

島民には、原則として飲酒が禁止されていたものの、沖縄から持ち込まれた泡盛などを手に入れやすかったため、処罰される島民が相次ぎ、取締りによっても効果が不十分であるとされた。⁽²⁸⁾ そもそも、このような規制の必要性が問題とされよう。

これに対し、日本出身者については、日本出身者の総検挙人員四二五名のうち、一〇五名が漁業規則違反であり、次いで、酒類取締規則違反が九九名、窃盗など九四名などとなっていた。犯罪者には、森林原野を開墾する労働者が多く、住所が不定である上、交通が不便な場所に居住することも少なくなかったため、その検挙には相当の困難が伴った。⁽²⁹⁾

3、行刑制度の整備及び内地受刑者の派遣出役

(1) 行刑制度の整備

行刑について見ると、⁽³⁰⁾ 当初は守備隊員が執行していたが、守衛、警察官吏へと職員が変遷した。監獄長は支庁長が兼任した。しばらくの間、専用の施設が作られなかったため、警察留置場が代用されていた。その後、昭和四年（一九二九年）にサイパン支庁に監獄が整備され、巡查四名が専任職員として配置されることとなった。この監獄には、南洋庁管内の長期刑受刑者を収容した。犯罪の増加に伴い、収容人員は常時六〇名以上であった。当初、一〇室であったが、収容人員に比して狭隘であったため、昭和八年（一九三三年）に六室増築した。昭和九年（一九三四年）には、警部補一名を増員した。これにより、サイパン支庁の監獄に警部補一名、巡查四名、巡警四名、パラオ支庁の警察留置場に巡查二名が専任職員として勤務することとなった。もっとも、それ以外の警察留置場には外勤の巡查及び巡警が監獄職員を兼任するに留まっておき、行刑の目的の観点から問題点が指摘されていた。作業の多くは、監獄設備の関係上、土工などの構外作業であった。

監獄規則は定められず、各支庁が監獄則を独自に定めるに留まっていた。

少なくとも、昭和九年（一九三四年）末まで死刑の執行は行なわれず、執行された最高刑は無期刑であった。それ以後、死刑の宣告及び執行がなされたか否かは不明である。

大正一五年（一九二六年）以降、監獄法（明治四一年法律二八号）に倣い、作業賞与金（同法二七条二項）を日額で計算し、支給した。作業賞与金日額は被告人と受刑者で異なっており、男女でも差異が設けられていた。

監獄人口は、人口が僅少であるために少なく、例えば、昭和五年（一九三〇年）末には、人口六九六二六六人に対し、在監者六六人であった。⁽³¹⁾ 在監者はいずれも男性であり、一五歳一人、一六乃至一七歳五人、一八乃至一九歳四名、二〇乃至二四歳一九名、二五乃至二九歳一九人、三〇歳乃至三四歳二人、三五乃至三九歳三人、四〇乃至四四歳二人、四五乃至四九歳一人と二〇乃至三四歳の者が大半を占めていた。犯罪の増加を受け、昭和九年（一九三四年）には、受刑者八八四人、延人員三九〇一人、一日平均収容人員一〇七人、未決勾留者一〇七人、延人員四五五四人、一日平均収容人員一二人となった。このうち、サイパン支庁が受刑者三二四人、延人員二一八六〇人、未決勾留者九四人、延人員四三七〇人と過半を占めていた。

(2) 内地受刑者の派遣出役

昭和一四年（一九三九年）、司法省行刑局は、海軍省の要請を受け、飛行基地建設のため、マーシャル諸島のウォッジエ環礁（*Wojje Atoll*）及び北マリアナ諸島のテニアン島（*Tinian*）に内地の受刑者を派遣出役することとした。⁽³²⁾ 同年末には、職員、受刑者、人夫からなる先遣隊、さらに本隊が相次いで内地を出発した。派遣出役した受刑者は、それぞれ、ウォヂエ赤誠隊、テニヤン赤誠隊と称された。最終的に、その人員は、職員約五〇〇名、受刑者約二四〇〇名、受刑者の就業延人員は六七万二〇〇〇人に及んだ。工事が遅れたテニアン島では、大幅な増員がなされた。ウォッジエ環礁及びテニアン島の両飛行基地は昭和一六年（一九四一年）に竣工したが、医療水準の維持や食糧確保に難渋したこともあって、アマーバ赤痢、 Dengue 熱、腸チフスなどで職員及び受

刑者合わせて六〇名の犠牲者を出した。

南洋群島は、委任統治領であったため、内地の監獄法を適用することができず、内地で刑が確定した受刑者を派遣出役できないはずであったが、⁽³³⁾戦時という時局を考慮して派遣出役は実施された。また、島全体が刑務所敷地となり、開放的処遇が実施されたものの、ウォッジエ環礁がミッドウェー諸島 (Midway Islands) のアメリカ合衆国軍と対峙する位置にあるなど、内地の刑務所における戒護指導とは相当異なる状況にあり、職員についても、信書や電報が制限されるなどした。

昭和一六年 (一九四一年)、ウオヂエ島及びテニアン島の飛行基地竣工後、トラック諸島春島 (現・チューク諸島内ナモネアス諸島ウエノ島; *Namoneas Islands, Weno*) でも同様の工事を行なうこととなった。⁽³⁴⁾職員及び受刑者合わせて約一〇〇名以外の職員及び受刑者はいったん内地に帰還し、再び春島へ派遣出役した。派遣出役した受刑者は、トラック凶南報国隊と称された。最終的に、その人員は、職員約一五〇名、受刑者約一三〇〇名に及んだ。その後、戦局の悪化により、昭和一九年 (一九四四年) 四月の輸送船を最後に交通が遮断され、食糧確保のために自営農耕が行なわれたが、栄養不良及び感染症により多数の死者を出した。

(9) 詳しくは、南洋廳『南洋群島警察概要』(南洋廳、一九三五) 一三三頁、外務省条約局法規課編・前掲注(4) 一二九—一九九頁。

(10) 外務省条約局法規課編・前掲注(4) 一三〇頁。

(11) 詳しくは、文竣暎「植民地司法制度の形成と帝国への拡散——初期台湾型司法制度の成立に至る立法経緯を中心に——」
浅野豊美ほか編『植民地帝国日本の法的構造』(信山社出版、二〇〇四) 三三三頁以下、五四—五八頁。

(12) 但し、ここでは、一ヶ月「以内」とされている。

(13) 拙稿「マーシャル諸島共和国」・前掲注(3) 五九—六〇頁、同「ミクロネシア連邦」・前掲注(3) 六二頁。

(14) 詳しくは、平野義太郎「管刑について」法時二二卷二二号 (一九四〇) 三〇頁以下、文・前掲注(11) 五四—五八頁。

(15) 外務省条約局法規課編・前掲注(4) 一三八頁。

(16) 拙稿「ミクロネシア連邦」・前掲注(3) 五四—五五頁。

- (17) 南洋廳・前掲注(9)一三七―一三八頁。
- (18) 南洋廳・前掲注(9)一二八―一二九頁。
- (19) 詳しくは、南洋廳・前掲注(9)六一―五四頁、外務省条約局法規課編「委任統治領南洋群島後編」外務省編『外地法制誌第五部』(外務省、一九六三)「外務省編『外地法制誌第一卷』」(文生書院、一九九〇)「五一―六二頁。
- (20) 詳しくは、南洋廳・前掲注(9)一三三頁、外務省条約局法規課編・前掲注(4)一三八頁。一方、弁護士は、日本出身者だけしかいなかった。石川音次口述「南洋群島に於ける島民を対象とする司法警察に就いて」南洋資料三七四号(一九四四)一八頁。
- (21) 南洋廳・前掲注(9)一三三―一三五頁。
- (22) 矢内原・前掲注(6)四一六頁。
- (23) 詳しくは、外務省条約局法規課編・前掲注(19)六七―一〇九頁。
- (24) 南洋廳・前掲注(9)五五、一一七頁、矢内原・前掲注(6)四一九頁、外務省条約局法規課編・前掲注(19)六六―六七頁。
- (25) 南洋協会南洋群島支部編・前掲注(6)二二三頁、南洋廳・前掲注(9)五五、一一七頁、石川・前掲注(20)一九―二〇頁、外務省条約局法規課編・前掲注(19)六六―六七頁。これに対し、思想事犯はほとんど見られなかったとされる。外務省条約局法規課編六六―六七頁。
- (26) 南洋廳・前掲注(9)一一七頁。
- (27) 矢内原・前掲注(6)四一九―四二〇頁。昭和九年(一九三四年)には、行政検束六五五名中、泥酔者が一七八名、暴行者が一一六名を占めている。サイパン支庁のサイパン島が泥酔者一一七名、暴行者九〇名など計三二五名、同支庁テナアン島が泥酔者二八名、暴行者一名など計二四八名と多数を占めており、地域格差が大きい。南洋廳・前掲注(9)六三―六五頁。
- (28) 南洋廳・前掲注(9)六〇頁、石川・前掲注(20)一〇―一一頁、外務省条約局法規課編・前掲注(19)八七―八八頁。
- (29) 南洋廳・前掲注(9)一一七―一一八、一五六―一五九頁。
- (30) 詳しくは、外務省条約局法規課編・前掲注(4)一八九頁。
- (31) 南洋廳『南洋群島島勢調査書 第一巻總括編』(南洋廳、一九三〇)一一〇―一二二頁。
- (32) 戦時行刑実録編纂委員会編『戦時行刑実録』(財団法人矯正協会、一九六六)一六八―二六八頁。

(33) 戦時行刑実録編纂委員会編・前掲注(32)一七二—一七三頁。

(34) 戦時行刑実録編纂委員会編・前掲注(32)二六八—三一二、一二三八—一二五二頁。

四、おわりに

南洋群島の法制度については、資料が少なく、南洋庁法院の判例の入手ができないなど、十分な調査が困難であった。こうした中、労役や二審制が現在のミクロネシア連邦などでも見られることが確認できたことは、日本の支配及び統治時代の制度を受け継いだ可能性があり、興味深い。今後、機会があれば、さらに研究を深めることとしたい。